一　登録番号
　関東地方整備局長　18
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　株式会社J建築検査センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	加藤　美幸
変更後	

(2)　変更年月日
　平成二十四年十二月二十一日

○関東地方整備局告示第三十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

　平成二十五年一月二十八日
　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号
　関東地方整備局長　17
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　株式会社高良ＧＵＴ
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	
変更後	引地　秀吉

(2)　変更年月日
　平成二十四年十一月十五日

○関東地方整備局告示第三十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

　平成二十五年一月二十八日
　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号
　関東地方整備局長　21
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　株式会社湘南建築センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	志村　満春

(2)　変更年月日
　平成二十四年十一月一日

○近畿地方整備局告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

　その関係図面は、平成二十五年一月二十八日から二週間近畿地方整備局及び同局京都国道事務所において一般の縦覧に供する。

　平成二十五年一月二十八日
　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百七十八号
(三)　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
京都市西京区大枝沓掛町八番一三から同市西京区大枝沓掛町一二番二まで	二一・二〇～一一八・六九メートル	〇・一〇四キロメートル

(四)　指定する期日　平成二十五年一月二十八日

○中国地方整備局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

　その関係図面は、平成二十五年一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

　平成二十五年一月二十八日
　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
周南市大字戸田字南椿垰四〇二五番一から同市大字戸田字南椿垰八九一番一まで	前	六三・〇〇～九一・〇〇メートル	〇・〇二七キロメートル
	後	五八・〇〇～六四・〇〇メートル	〇・〇二七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

　その関係図面は、平成二十五年一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

　平成二十五年一月二十八日
　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	周南市大字戸田字南椿垰九〇〇番一から同市大字戸田字南椿垰八九七番一まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年一月二十八日

○九州地方整備局告示第十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

　その関係図面は、平成二十五年一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

　平成二十五年一月二十八日
　九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百八号	大牟田市昭和開九〇番一から同市昭和開二三五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年一月二十八日